

療養通所介護事業所「ひだまり畑」 閉所のお知らせ

療養通所介護事業所「ひだまり畑」は、平成16年4月に重度障害者のためのデイサービスとして始まり、平成18年5月に兵庫県の認可を受けて以来、医療的ケアが必要な方や難病の方の在宅生活を支えてまいりました。

このたび、令和8年9月30日をもって事業を終了することとなりました。

長年にわたりご利用いただいた皆さま、ご家族の皆さま、そして運営にご理解とご協力をいただいた関係者の皆さまに、心より感謝申し上げます。

これまで「ひだまり畑」で育まれた多くの出会いとつながりに感謝し、今後も地域福祉の推進に努めてまいります。

感謝状を贈呈させていただきました



令和8年6月23日(火)
評議員会にて

丹下 明美 様

長年にわたり本会の介護支援専門員として地域福祉の推進に寄与されました。

義援金ありがとうございます

令和6年能登半島地震災害義援金

受付期間：令和9年3月31日
(R8.6.13～R8.7.10受付分)

氏名（敬称略・受付順）	金額
匿名	¥5,000

善意の預託ありがとうございました

(令和8年6月受付分)

金銭寄附	氏名（敬称略）	金額	内容
	匿名	¥10,000	寄付
物品預託	アマチュア無線を語る会	¥22,950	寄付
	氏名（敬称略）	物品	内容
	匿名	書き損じはがき50枚	寄附
	匿名	介護用品数点	寄付
	ファミリーマート稲美五軒屋店・稲美蛸草店	食品10kg	寄付
	旭食品㈱	食品11kg	寄付
	古道具屋タクミ	タオル多数、介護機器2台	寄付

社協のつづき 夏がやってきました。年々暑さが増し、日々の生活が大変になっていると感じています。2026年4月、暑さに対する注意喚起をわかりやすくするため、最高気温が40℃以上の日の名称を「酷暑日」にすると気象庁から発表されました。近年、各地で記録的な高温が観測されていることから、より一層暑さへの対策が必要とされています。帽子や日傘の活用、こまめな水分補給や冷房の適切な使用など様々な対策をとり、この夏を乗り切っていきましょう。(O.R)

- オープンカフェ（みんなの居場所事業） 原則毎月第2金曜日 10時～11時30分 障害者ふれあいセンター 予約不要 100円要
- 生きづらさを抱える成人をもつ親のつどい 原則毎月第2水曜日 10時～12時 障害者ふれあいセンター 予約不要
- いろとりどり（こどもの療育と支援を考える会） 原則毎月第3木曜日 10時～12時 予約不要

ひとりぽっちをつくらない地域づくり

稲美の社協さん

編集発行 社会福祉法人 稲美町社会福祉協議会
〒675-1105 兵庫県加古郡稲美町加古4369-3
障害者ふれあいセンター内
TEL(079)492-8668 FAX(079)492-9170

稲美町社会福祉協議会キャラクター
まいまいちゃん(左) コスティアちゃん(右)
令和8年(2026)
8月号
NO.359

地域を元気に！みんなを笑顔に！

わいわい 居場所のつくり方

～ニュースポーツと認知症カフェに学ぶ～



地域おこし応援講座（全2回）

第1回 **9月10日 木** 10:00～12:00

【知る・学ぶ編】
「地域の居場所」のつくり方と認知症への理解

講師 **橋田 裕生氏**

参加無料
申込要

第2回 **9月24日 木** 10:00～12:00

【体験・実践編】
認知症カフェ見学ツアー☕心地よい空間の秘密を探る

場所 **障害者ふれあいセンター
2階多目的室（稲美町加古4369-3）**

定員 **20名**

申込 **稲美町社会福祉協議会 ☎079-492-8668**



「また来たい」「誰かに会いたい」

そんな居場所には、人を笑顔にするヒントがあります。

誰もが安心して地域でいきいきと暮らし続けられるまちを目指して、
人が自然と集まる「居場所」のつくり方を学んでみませんか？

いつもあたたかいご協力ありがとうございます

■善意銀行 受付随時 ■赤い羽根共同募金 毎年10月～12月 ■歳末助け合い募金 毎年12月

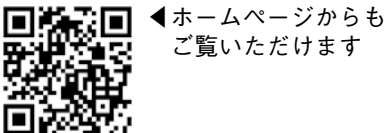
令和7年度 決算報告

地域福祉拠点区分 収入 (円)	地域福祉拠点区分 支出 (円)
福祉会費	3,638,400
寄付金	630,196
共同募金、歳末助け合い	5,241,832
補助金(町、県社協)	43,501,444
受託金(町、県社協)	36,962,498
利用者の負担金	489,864
預金利息	184,480
拠点区分間繰入金	5,667,594
前年度繰越金	805,954
収入合計	97,122,262

人件費	72,190,135
事業の経費(公用車維持費、配食事業費、保険料等)	1,893,913
事務的な経費(消耗品費、通信費、講師謝金等)	8,957,106
ボランティアグループ、関係団体、善意銀行への払出等	4,472,570
各種団体負担金	100,000
積立金	3,112,468
退職金積立	2,106,840
固定資産取得代	4,289,230
支出合計	97,122,262

介護サービス拠点区分 収入 (円)	介護サービス拠点区分 支出 (円)
介護保険収入	120,634,659
障害福祉サービス事業収入	17,088,619
医療保健事業収入	21,225,587
預金利息	66,083
前年度繰越金	1,627,990
収入合計	160,642,938

人件費	139,999,101
事業の経費(公用車維持費、食材費、保険料等)	3,657,596
事務的な経費(消耗品費、通信費、光熱水費等)	8,637,553
各種団体負担金	80,000
固定資産取得代	247,280
積立金	20,693
拠点区分間繰越金	5,667,594
退職金積立	2,333,121
支出合計	160,642,938



◀ ホームページからも
ご覧いただけます

利用者募集

ご家族の「ちょっと安心」増やします ひなたんぼ小規模多機能ホーム

「日中、安心して過ごせる場所があれば…」
「用事のとくに頼れるところがあれば…」
「できるだけ住み慣れた家で暮らしてほしい。」
そんなご家族の思いに応えるのが、ひなたんぼ小規模多機能ホームです。

「通い」を中心に、「訪問」「泊まり」を組み合わせ、一人ひとりの暮らしやご家族の状況に合わせて支援します。365日24時間の連絡・緊急対応体制を整え、ご本人もご家族も安心して在宅生活を続けられるようサポートします。

【利用対象】
稲美町在住で介護認定を受けている方
※要介護認定を受けている方を優先しています。

【利用料金】
介護度に応じた月額定額制です。
お気軽にお問い合わせください。☎079-492-8184

職員募集 人や地域に寄り添う仕事です

■採用職種

訪問看護業務及び不随する業務
(いなみ訪問看護ステーション)

■資格

正看護師、普通運転免許(AT車限定可)
臨床経験3年以上ある方が望ましい

■賃金

1回60分4,700円(試用期間3か月3,700円)
1回30分2,000円(試用期間3か月1,600円)
訪問交通費1回300円

■時間・休日

1週間に38時間45分を超えない範囲で事前に提示
土日祝(原則)

■勤務地

在宅サービスセンター(稲美町加古5141番地)

■問 合

稲美町社会福祉協議会 ☎079-492-8668

■暮らしの法律相談・弁護士相談 原則毎月第2木曜日13時～15時 障害者ふれあいセンター 次回相談日
前日12時迄の予約要(先着4名)
■暮らしの法律相談・司法書士相談 原則毎月第1・3木曜日13時30分～15時(第1)総合福祉会館(第3)
母里福祉会館 前月1日から予約受付
■障がい者基幹相談支援センター 相談随時 月～金曜日 8時30分～17時15分 祝日除く ☎079-492-5577



チャレパ!

CHALLENGE
CHALLENGE

～チャレンジ活動応援パッケージ事業～

地域の居場所づくりや

支えあい活動を応援します!

最大5万円
助成!!

01

どんな内容?



- ① 町内での活動を実施するために必要な経費を助成します。
・新たに活動団体を立ち上げる場合…上限5万円
・既存団体が新たな支援活動を実施する場合…上限3万円
- ② 活動の周知に必要な広報支援
・本会の広報媒体(広報紙・SNS等)を活用し、活動の周知を行います。

02

対象となる団体は?



- 以下の要件を満たすこと。
① 5人以上で構成され、代表者等を置く団体であること。
② 事業の実施・運営・実績報告まで行えること。
③ 地域福祉の推進につながる、営利を目的としない活動であること。等

03

どんな活動に使える?



- 【活動例】
★地域食堂
★おしゃべりカフェ
★子どもの居場所づくり
★多世代交流
★障がいのある方の余暇活動など

- ・ご利用には審査がありますので、ご希望に添えない場合があります。
- ・自治会活動の一環で申請をご希望の場合は、「自治会福祉ネットワーク助成事業」をご案内させていただきます。(助成金上限5万円)
- ・その他、各種要件があります。詳細は稲美町社会福祉協議会までお問い合わせください。

ふくし豆知識

知っておきたい法改正 ～成年後見制度と遺言制度が変わります～

成年後見制度

～必要な支援を、必要な時だけに～

「後見」「保佐」「補助」の3類型が「補助」に一元化されます。本人に必要な行為に限って代理権や取消権を付ける仕組みとなり、必要な範囲だけ支援を受けやすくなります。

支援の必要がなくなったと家庭裁判所が認めれば、制度利用を終了できるようになります(これまで、判断能力が回復しない限りやめにくい仕組みでした)。現在利用中の方が急に打ち切られることはなく、経過措置が設けられる予定です。

※施行時期は内容ごとに異なり、押印の任意化等は1年以内、成年後見制度の見直しは2年6か月以内、保管証書遺言の創設は3年以内に順次施行されます。現時点では、まだ新制度は始まっていません。

遺言制度～パソコン等で作成できる新しい方式ができます～

パソコン等で作成した遺言を法務局で保管する新しい方式「保管証書遺言」(通称:デジタル遺言書)が創設されます。法務局で保管されるため、紛失や改ざんの心配が軽減されます。申請時は、法務局職員による本人確認を受け、対面またはウェブ会議で遺言の内容を口述する手続が予定されています。自筆証書遺言等の押印は、施行後は任意になります。ただし、自筆証書遺言では引き続き全文・日付・氏名の自書が必要です。

■介護相談・認知症相談 相談随時 月～金曜日9時～17時 祝日除く ☎079-492-8779

■さくら草の会(介護者の会) 原則毎月第4金曜日10時～11時30分 障害者ふれあいセンター 予約不要